

紀要

■設立40周年記念号

- 【小特集】東近江市相谷熊原遺跡をめぐって—縄文時代草創期の遺構と遺物**
- 「矢柄研磨器」雑考 —相谷熊原遺跡を理解するために— ……松室 孝樹(1)
- 鈴鹿山中の遺跡にみる選地の原理 —相谷熊原遺跡の理解に向けて— ……重田 勉(9)
- 土偶の機能・用途に関する理解の移ろい ……瀬口 眞司(15)
- * * *
- 高島市今津町弘川B遺跡出土の縄文土器(2) ……小島 孝修(28)
- 草津市志那湖底遺跡出土岩田第4類土器群の様相 ……小竹森直子(42)
- 近江・湖東北部の埴輪 ……辻川 哲朗(48)
- 製鉄炉の設置方法について —源内峠遺跡1号製鉄炉の検討— ……大道 和人(73)
- 古代建築物構造ノート —掘立柱の再考— ……横田 洋三(81)
- 塩津起請文札と勧請された神仏 ……濱 修(86)
- 三重県桑名市西方廃寺出土の飛雲文軒瓦について
—桑名市博物館所蔵品より— ……中西 常雄(92)
- 観音正寺と観音寺城跡(2) ……伊庭 功(95)
- 遺跡出土の化粧道具に関する覚書 —夏見城遺跡出土の毛抜きから— ……堀 真人(103)
- 将棋史研究ノート(5) 金将の役割 —金将の動きと配置から— ……三宅 弘(116)
- 「忍者」研究の現状と課題 ……阿刀 弘史(120)
- 文化遺産としての琵琶湖
—「水」を介した人類と自然の永続的共生を示す資産群— ……大沼 芳幸(124)
- 平成22年度滋賀県埋蔵文化財センター考古学体験学習を終えて ……具志堅有紀(142)
- 保存処理30年の記録 ……中川 正人(148)

24

紀 要

第 24 号

—設立40周年記念号—

2011.3

財団法人 滋賀県文化財保護協会

塩津起請文札と勸請された神仏

濱 修

1. はじめに（図1）

塩津港遺跡 塩津港遺跡は、滋賀県長浜市西浅井町塩津浜で発見された平安時代後期の神社遺構である。調査は平成18年～21年度にかけて実施された。神社遺構としては、約50m四方の堀で区画された神殿域が二区画見つかっており、初めに見つかった区画内から神社遺構とそこで行われていた祭祀の全容がほぼ明らかになってきた。遺構は本殿の礎石や柱穴・拝殿・神泉・鳥居の柱・堀などである。堀からは、神社遺構とそこで行われた祭祀に伴うさまざまな遺物が出土している。神社本体の建築部材、御神体と見られる五体の神像のほか祭祀に用いる幣串・円座・注連縄や、祭礼の饗宴に用いた漆器椀、破壊された大量の土師器皿、箸・松明の燃えカスなど多様な遺物である。

起請文が記された木札 また、最も重要と思われる出土遺物に木札がある。この木札には起請文が記され、この神社で起請文に関わる祭祀か裁判が行われていたことがわかる貴重な資料である。起請文は紙に記された文書として東大寺文書や石山寺文書、高野山文書などにたくさん残されていたが、木札に記された起請文は塩津港遺跡出土例が初めてである。今回は、これまでに判明した起請文札の内容や従来の古文書学との相違点などを踏まえ、勸請された神仏から中世成立期の信仰と祭祀について検討してみたい。

2. 起請文とは

起請文 佐藤進一氏は、起請文とは「宣誓の内容は絶対に間違いのない、もしそれが誤りであったら（すなわち宣誓が破られた場合には）、神仏などの呪術的な力によって自分は罰を受けるであろうという意味の文言を付記した宣誓書」（佐藤1971）と規定している。

起請文の初現 起請文の初現は東大寺文書に残る久安四年（1148）「三春是行起請文」（『平安遺文』2644、以下『平』）とされる。この起請文は前半に確言として「馬や雑物を盗んだとされるが無実であること」、後半に神仏の勸請と「この確言は不実ならば神仏の罰を受けること」が記される。起請文の書式である確言と神文・罰文を記すことから現存する最古の起請文といわれている。起請文の発生は神を祭り請願成就するための文書である「祭文」と物事を発起し実行するための企画文書である「起請」が一つに合体したものから始まったとされる。起請文であるか否かの指標はうそ偽りが無いことを誓う「前書」（確言）と天上・天下の神仏を書き連ね、もし誓いを違えたら神罰・仏罰を受けるとする「神文」（罰文）によって構成されることである。

現存する起請文は久安四年の「三春是行起請文」が最古とされるが、東大寺文書などに起請文を書いた記録文書が

残り（『平』801など）、11世紀後半から12世紀初めには起請文が発生していたといわれる。

中世の起請文 その後、起請文は12世紀以降の中世社会の貴族、僧侶、武士から庶民に到るまで広く普及し、戦国時代から近世社会まで広く利用された。

応保二年（1162）の「僧巖成起請文」（『平』3229）で石山寺の僧巖成が記した起請文は現代人にも通じる世俗的内容である。

維応保二年歳次壬午十月八日辛未吉日辰辰撰定立申起請事
僧巖成

右件起請元者、於自今以後若酒一坏之外重坏仕候者、王城鎮守八幡三所賀茂下上日吉山王七社稻荷五所祇園天神別石山観音卅八所之罰、三日若ハ七日之内、蒙加巖成身毛穴、為無恣幸今生者可罷過と申、穴賢穴賢

石山寺の僧巖成は「今後酒は一杯だけで決して重ねて飲みませんと石山観音など神仏に誓い、もし誓いを破ったら全身の毛穴中から罰を受けてもかまわない」と起請し、起請文の多様性が窺われる。

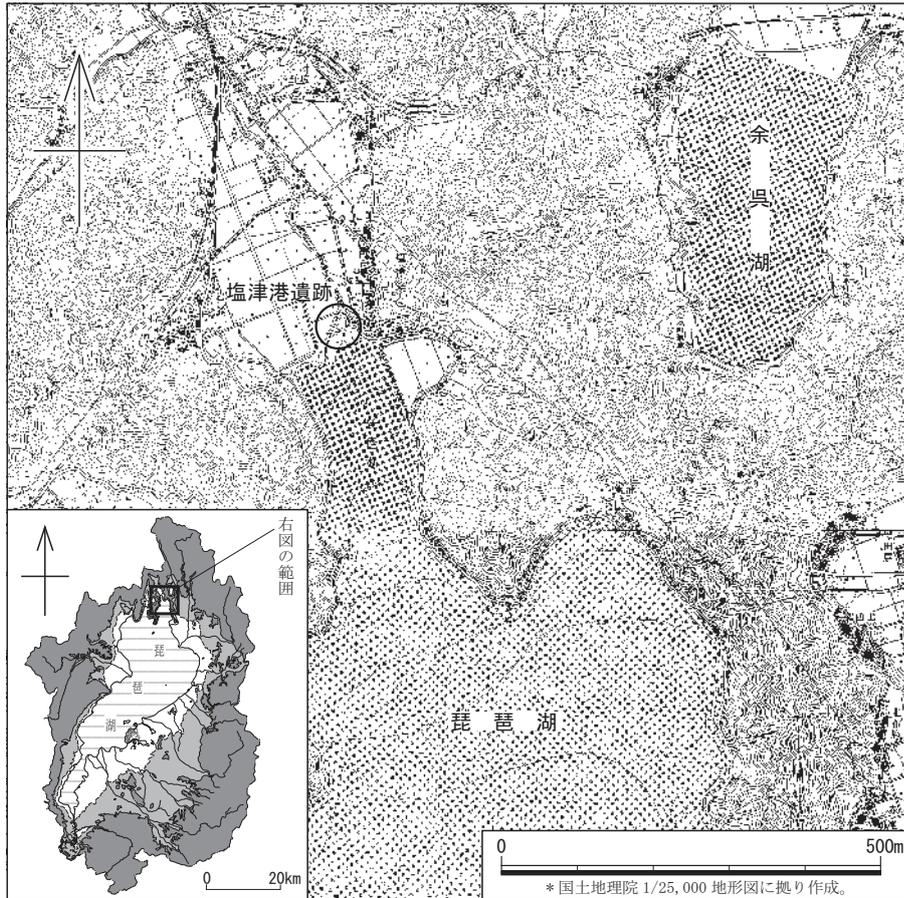
鎌倉時代には荘園領主間の領地争論や武士と家臣の恩賞争論、住人層、百姓層が貢納をめぐる逃散一揆など様々な機会に起請文が使われている。室町時代になると熊野神社など神社の牛玉符印の護符の上に起請文を書き、証文の権威を高め誓約内容の崇高さを示した。

大津市の葛川明王院文書の延慶三年（1310）「源藤三起請文」（『鎌倉遺文』23930）では「葛川御殿尾御林の木を切り、道をつけた事」に対する身の潔白を起請文に記している。誓約した神仏は石清水八幡など王城鎮守の神々以下、葛川明王院の本山である延暦寺根本中堂十二神将や地元葛川の地主神社である。

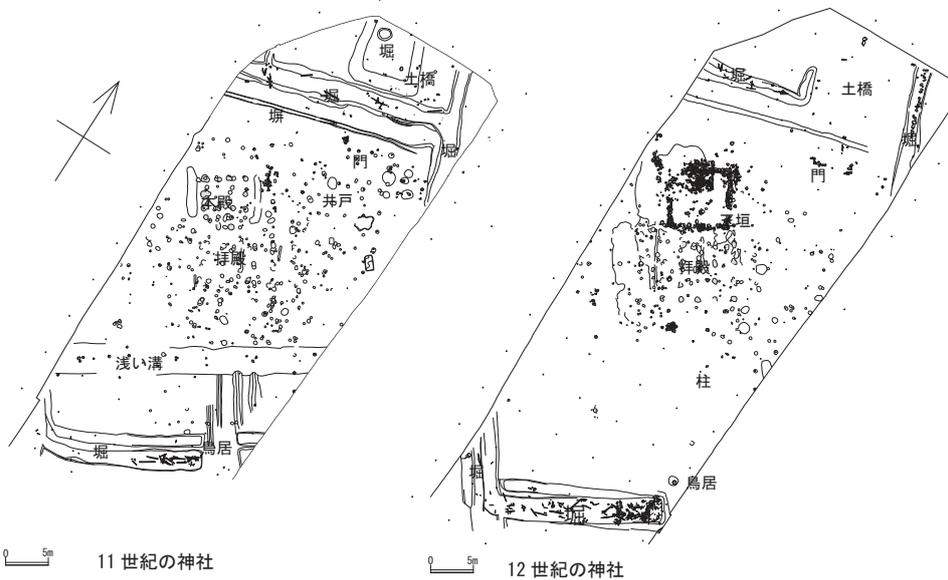
旧びわ町の『竹生島宝巖寺文書』に残る大永五年（1525）「早崎村百姓起請文」は護符の上に記され、早崎村の土豪と竹生島宝巖寺の領地争いに巻き込まれ逃散した早崎村村民が、今後竹生島以外の領主の支配下に入らない旨を竹生島弁才天に誓っている。

豊臣秀吉は関白秀次を追放し自害させた後に、嫡子秀頼に忠誠を誓う旨の血判起請文を前田利家始め諸大名に提出させた。その後、血判起請文を提出した何人かの大名は豊臣政権を裏切ったことは著名である。

近世の起請文 江戸初期の武家文書にも多くの起請文が残されているが、時代が進むと起請文の価値も次第に低下していき、古典落語の「三枚起請」には吉原の遊女たちが男をだます手段として起請文を乱発する癖がある。



塩津港遺跡の位置



検出遺構の配置

* 滋賀県教育委員会事務局文化財保護課・財団法人滋賀県文化財保護協会 (2010)『塩津港遺跡』(パンフレット)に拠る。



起請文札 (52号木札)

* 滋賀県教育委員会提供。

図1 塩津港遺跡の位置・検出遺構の配置・起請文札 (52号木札)

3. 塩津起請文札の特徴

起請文札 塩津港遺跡からは約300点の木札が出土した。文字が不鮮明なために判読が困難であるが、判読できた文字資料から判断すると木札の大半が起請文を記したものである。出土遺構は神社域を区画する堀、とくに正面の堀から出土している。出土状況は丁寧に埋納されたわけではなく、使用済の札を堀に乱雑に廃棄した様相を示す。また、木札の多くは刀など鋭利な刃物で切り刻まれている。

形状 塩津起請文札の約300点のうち完形品は10点程度あり、それらからみる形状の特徴は次のようになる。法量は長さ約1300～2200mm、幅約100～150mm、厚さ約4～14mmである。長さは身長大の1.5m前後の札が多く、古代木簡のイメージからは長大な印象を受ける。最長の札は2205mmもあり、その理由は誓約者の人数が通常1人のところ6人のため巨大な木札が必要とする思想があったと思われる。

木札の形状では上端は円形、方形、角形で下端は杭の柄形、羽子板の柄形が多い。下端に切れ込みを入れる例も数例あり紐で括っていた痕跡が残る。地中に差し込まれて変色した痕跡は窺えない。材質はほとんどがスギ材と思われる針葉樹で、木取りは板目のヘギ材である。文字は表面のみに記され、表面のみヤリガンナで平滑にし、裏面と下端部は未調整である。文字は墨書されているが、そのほとんどの墨が消え、墨痕が浮上り文字で残っている。これは墨書部分の風化が進まず、周辺部分が劣化して文字が浮上った状態で残されたものである。

使用状況の推定 これらの特徴から木札の使用状況がわかる。下端の形状と文字が表面にのみ記載されていることから、建物の壁などに並べて立掛けたり、添木に括られたりしており、また浮上り文字からは、屋外か軒下に1年以上長期に渡り掲示されていたと思われる。一定期間掲示後は切断されて堀に廃棄されたのであろう。切断されて廃棄されたことは、起請文の誓約が成就し役割を終えたことを示しているのであろう。

年紀 木札の年紀が判明した例が21点見つかっている。起請文祭祀が行われた年代が判明する重要な資料である。最も古い年紀は52号木札の「保延三年（1137）七月廿九日」である。すでに述べたが東大寺文書の久安四年（1148）の「三春是行起請文」よりも11年古い、最古の起請文である。最も新しい年紀は27号木札で、「建久二年辛亥（1191）五月二日」と記される。この間54年、塩津の地で起請文の祭祀が営まれていたことになる。起請文祭祀が最も盛んであった時期は久寿二年（1155）から永暦元年（1160）で、この間に13点の木札に年紀がある。とくに平治元年（1159）が5点、永暦元年（1160）が3点と集中する。時代的には鳥羽上皇から後白河上皇の院政全盛期で、律令体制の崩壊とともに世間には群盗・海賊が横行し、武士の棟梁である源平の台頭、在地領主層や百姓・住人層の成長と民衆の職能分化などが進んできた。国衙権力の弱体化による地方支

配の混乱は盗賊集団の頻発する状況で、起請文での誓いは深刻であったと思われる。

記載月 記載された月は2月～10月に限定され、現在の暦の3～11月に当たる。旧暦の11・12・1月の冬の期間には琵琶湖沿岸の塩津浜の地では起請文祭祀が行われていないことがわかるが、現代でも西浅井は豪雪地帯で1mを超える積雪もしばしば見られる。そのため地元の集福寺にある下塩津神社では本殿に雪除けの覆屋をしている。また、琵琶湖の湖面は強い季節風で三角波が立ちのち、漁は中止となり、大型船は港への接岸もできなくなる。塩津港遺跡での起請文祭祀が季節性を持って行われていたことから、琵琶湖の水運に関わる人々が中心であったと思われる。

4. 記載の方法（図2）

勸請型起請文 塩津起請文札の記載の形式には、一定の書式に則っている。先にも述べたが、古文書学での起請文の書式は、ウソ間違いのないとする誓約文である「前書」と、天上天下の神仏の勸請および誓約を破った場合の罰文である「神文」からなり、「前書」＋「神文」という順番を標準とする。しかし、塩津起請文札はすべて「神文」＋「前書」であって、標準的な形式とは異なっている。千々和到氏は神文が先にくる形式を「勸請型起請文」と称し、近江にこの例が多いことを指摘している（千々和2005）。

記載形式 木札の先端には「再拜」などの冠頭句を記し、それ以下に三～五行書きで本文を記す。一行目は年号や起請者の姓名など事書き状の文章がくる例が多い。二行目から神文、誓文（確言）、罰文の順に記し、最後に記載年月日を再記する場合もある。また、神文以下の本文は段落に区切って、二段または三段書きで記載する。段落に区切って記載する意味は起請文の書式に則り神文と誓文を区別すること、さらに神文でも天上神と地上神とを区別、地上神の中での区分を意識していると考えられる。また、段落区分は長大な木札に一行で書くことが困難であったことと、神前で読み上げる場合に読みやすくするためでもあったと思われる。神文の次には神への誓いの文言である誓文と神罰を受けてもかまわないとする罰文が続く。

3号木札 3号木札で塩津起請文の書式を検討してみる。3号木札の法量は1260mm×106mm×4mmの完形品で、墨の消えた浮き上がり文字である。全文五行あり、四段落に分けて記載されている。積文は一行が60文字もあり、紙面の都合上分割することができないので、文節ごと記述する。簡頭には「再拜々々」とあり、神前で繰り返し深く札をする意である。

一行目は「維歲次己卯平治元年六月十六日戊辰吉日天□三川安行□□代大王敬白」と記す。「己卯平治元年（1159）六月十六日戊辰吉日」は神前で起請文祭祀を行う日と思われるが、この文章を記録した日、神社に札を奉納した日の可能性もある。「三川安行」は人名で誓約した当人である。

【 釈 文 】

1号

〔先カ〕

□大梵天王帝尺天衆炎魔法王五道大神奉始王城鎮守

右元者若菅原有貞口表盜取候於不取

菅原有貞

〔請文カ〕

〔前カ〕

□□□八幡三所賀茂上下祇園□山住吉等諸大明神殊別山王權現

論申上件神祇冥道神罰冥罰及三人

□□□□□

〔稻懸祝山カ〕

部類眷属殊當所五所大明神□□□□等諸大

身八万四千每毛孔近三日遠七日内

□□□

明神惣日本国中一万三千七百余所大小神祇冥道驚申也

罰□及候□仍請申天判如件 保元二年八月六日

1328 × 96 × 7 051

3号

維歲次己卯平治元年六月十六日戊辰吉日天□三川安行□□代大王敬白

先大梵天王帝尺天衆

殊別天^{〔幡〕}王城鎮守八番

殊別當国鎮守山王七社竹生嶋弁才天女

右件□之□□三□

「再拜々々五道大神日月五星廿八

大茅北野祇園五頭天王

塩津五所大明神惣天日本国中一万三千七

盜取^{〔託カ〕}其米^{〔三カ〕}ヲ取□□ニモ□ヘシ□□

宿炎魔法王四大天王

稻荷三所加毛下上春

百□□大小之神祇□道□^{〔冥カ〕}テ也

上件□□□□□□盜罰□

始^{〔日カ〕}天驚申

□大明神八大明神

「^{〔同カ〕}」四千之毛口^{〔託カ〕}ニ罰蒙令給敬白

1270 × 106 × 4 051

52号

維年次保延三年七月廿九日以請申天判事

コトニハ當所鎮守

惣^{〔帝〕}天日本朝中一万三千七百餘所大小神等御前如

上界ニハ大梵天王躰尺天衆四大天王

五所大明神

驚奉元者草部行元若此負荷内魚^{〔幡〕}ヲ

下界ニハ王城鎮守八万大菩薩賀符下上

稻懸祝山

一卷^{〔茂〕}ニテ毛取な^{〔同カ〕}かして候ハ近ハ三日遠 七日内

惣十八大明神別シテハ當国鎮守山王七社

津明神并

行元身上上件神御神罰^{〔託カ〕}ヲ八万四千毛孔如加ふる^{〔託カ〕}くくと申

若宮三所

1418 × 127 × 9 043

図2 起請文札の釈文

三川安行がこの起請文を自分で書いたか否かは判断できない。出土した起請文には同一の筆跡は確認できないが、ほぼ同じ書式に則っていることから、起請文を書く専門の神官などが存在した可能性がある。人名は3号木札以外に5例判明しているが、いずれも苗字を持っている。古文書に残る起請文には「三春是行」（『平』2644）、「橘恒元」（『平』3144）、「足羽友包」（『平』3387）などの姓名が記載されている。これらの人物は多くは住人層・百姓層・荘官などの有力者で、集落内では起請文祭祀を行うに相当する権力を持っていた階層である。行末には「敬白」とあり、文書の書式を踏まえている。

二行目から五行目は四つの段落に区切ってあり、一段落ごとの横に文が進む。三段目までは神文である。一段目は天上界の神仏を勧請している。「先大梵天王帝釈天衆五道大神日月五星廿八宿炎魔法王四大天王始か天驚申」。二段目は天皇が居住する王城を鎮守する緒神を勧請する。「殊別天王城鎮守八幡（幡）大サ（菩薩）北野祇園五頭（牛）天王稲荷三所加毛下上春日大明神八大明神」と記す。三段目は近江国・浅井郡・当所塩津の鎮守神のほか日本中の有象無象の神仏を勧請するため「殊別當国鎮守山王七社竹生島弁才天女塩津五所大明神惣天日本國中一万三千七百餘所大小之神祇冥道□テ也」と記す。四段目は誓文と罰文が続き、最後は「敬白」で終わる。もっとも重要な部分である誓文については文字の残りが悪く、判読が不十分であるが、「盗取テ其米」と読めることから、三川安行は米を決して盗まないことを誓っている。罰文は定型句で判読が「近三日遠七日八万四千每毛穴罰蒙令給」となる。3号木札は解読不明の文字を含め約214文字が書かれていたと思われるが、最も重要である誓文は34字しか書かれず、神文が116文字も記され、起請文のほとんどが神仏の勧請に費やされていることがわかる。

神文の割合 1号木札は簡頭句以下五行二段書きで記され、前段が神文、後段が誓文と罰文と明確に上下二段に分けられる。神仏を勧請する神文と誓文とが明確に区分されている。3号木札では起請文のおよそ半数の文字が神仏を勧請するための神文に費やされているが、42号木札では約152文字の内神文が83文字で誓文は13文字しかない。52号木札は189文字の起請文のうち98文字が神文である。古文書でも『石山寺文書』「散位足羽友包起請文」（『平』3387）では約230字の起請文が記載されるがその半数以上の131字が神仏の勧請に費やされる。神文の文字数が半数を超える例は神文が前に記す勧請型起請文に多いが、多数の神仏を勧請することが起請文の誓いを高めたことになる。

5. 勧請された神仏

起請文札にみる神仏 塩津起請文札で勧請された神仏から、中世世界の精神生活と近江における寺社勢力の在地支配構造について検討してみたい。塩津起請文札には神仏の

勧請と記載の序列に厳重な法則が貫徹されている事がわかる。神仏の序列は中世人にとって重要な世界観であり、神仏が宇宙と地上界を支配する絶対的思想であった。しかも、その序列の筆頭には、身近にある日本の神々ではなく、古代インドや中国道教の影響を受けた神仏が登場する。

天部の神仏 塩津起請文のすべての筆頭には、表現法には多少の相違があるが、梵天・帝釈が登場する。帝釈天は映画「男はつらいよ」でおなじみの葛飾柴又帝釈天である。仏像としての梵天像や帝釈天像などを拝観する機会は少なく、現代人には馴染みはないが、起請文の世界では梵天・帝釈がまず勧請される。1・3号木札では「先大梵天王帝釈天衆」、52号木札では「上界ニハ大梵天王躰尺天衆四大天王」など天部の筆頭神は梵天で、次に帝釈天である。梵天、帝釈はともに古代インドのヒンドゥー教の神であったが、仏教では早くから四天王とともに守護神として取り入れられたようだ。天部の二番目には、上界と下界を取り結ぶ役割を果たす、中国道教や陰陽道の影響を受けた神仏が登場する。1号木札では「炎魔法王五道大神」、3号木札では「五道大神日月五星廿八宿炎魔法王」と記される。地獄王である閻魔法王は地獄絵などでもなじみが深い。「日月五星」は太陽・月・水星・金星・土星・火星・木星であり、「廿八宿」は四神の四方角を七宿に分割したもので、いずれも古代中国の天文学に由来する諸神である。このほか、冥道十二神の中の五道大神や泰山府君、司命・司禄などが記載されている。62号木札に「炎魔法王冥道冥界泰山府君司命司禄」として勧請されているが、現代人にとってほとんど耳にする機会はない神々である。52号木札は、天部の神仏から道教関連の神仏が省略されている。これら古代インドや中国の神仏は現代人にとって馴染みの少ない諸神であるが、中世社会の人々においてもほとんど別世界の神々であったと思われる。

王城鎮護の神々 天部の神仏のあとに地上（日本）の神々を勧請する。ここにおいても神々の序列が貫徹されている。その順番は、王城－近江国－浅井郡－当所塩津である。12世紀前半の時期に、既に神々の支配が王城の地から在地の地主神にまで貫徹されている構図がわかる。

王城鎮守神は、八幡大菩薩を筆頭に賀茂・祇園・稲荷・春日・北野・住吉・松尾の諸神が登場する。八幡は13例で最も多く、以下、賀茂上下11例、祇園6例、春日4例、稲荷3例、住吉2例、北野2例、松尾が1例で、また八幡以下を十八大明神と一括記載が3例ある。これらの諸神は二十二社に登場する。二十二社は平安時代中期から中世にかけて朝廷から特別な庇護を受けた特別な神社で、伊勢・石清水・賀茂・松尾・平野・稲荷・春日（上七社）、大原野・大神・石上・大和・広瀬・竜田・住吉（中七社）、日吉・梅宮・吉田・広田・祇園・北野・丹生・貴布祢（下八社）をさす。塩津起請文の王城鎮守神は、この二十二社の内のから選ばれた神社であろう。

二十二社の筆頭である伊勢は塩津起請文には出現しない。その理由について、佐藤弘夫氏は「天照大神はうそをつく神だから、正直を旨とする起請文に勧請するのはふさわしくない」（佐藤2006）と当時の人々に信じられていたためであるとしている。一方、上島享氏は「アマテラスはニニギを降臨させたのであり、自らが地上に降り立った訳ではない。伊勢神宮の祭神アマテラスは地祇（地神）である八幡・賀茂とは明らかに性格を異にし、アマテラスを諸天のもとや下界に位置づけることは不自然なのである」（上島2010）として、伊勢（アマテラス）は起請文に記すことがはばかれるほどの崇高な神であったとしている。塩津起請文札に伊勢が登場しない理由は、上島氏の論とともに、伊勢が畿外の神社であったこと、文献では13世紀後半になってから登場するが、時代が下るとともに二十二社の思想も変化し、地域神化していくためではなかろうか。皇祖神を祭る伊勢は、塩津起請文のように出現期の起請文にとって神仏の序列の枠を超えた存在であった。

そのため、塩津起請文では、二十二社の第二神である石清水が筆頭に「八幡三所・八幡大菩薩（サ）」として勧請され、続いて上七社である賀茂・稲荷・春日が多く記載される。中七社では住吉が2回出現することは、住吉神社が海運と関係するためであろう。下八社である祇園が6例出現する点は、祇園社が延暦寺の末寺になったことと関係すると思われる。後述するが、近江の筆頭神として延暦寺の守護神である日吉山王七社が塩津起請文の重要な地位を占めているため、おのずと祇園社を勧請する機会が多くなったと思われる。

近江の神々 王城鎮守神の次には近江当国の神を勧請する。近江の筆頭神はすべて山王七社（日吉神社）で、16例ある。山王七社以下「武建マ・兵主・三上」と連なる木札が3点ある。近江の筆頭神として日吉山王七社がすべての起請文に登場する所以は、日吉が叡山の僧兵の力を背景として長暦三年（1092）に二十二神に加えられたためであろう。

一方、叡山の影響下にあった祇園社が二十二社の下八社でありながら6例の木札に記されたり、近江一宮である建部が第二神として日吉山王七社の下位にあることなどについては、日吉山王七社の独自の権力構造があるのではないかと。「散位足羽友包起請文」永万二年（1166）（『平』3387）では、石山寺の荘官と思われる足羽友包が「当国鎮守山王七社王子眷属建部兵主三上大明神」と記している。ここでも近江一宮の建部は山王七社の下位に位置している。諸国一宮を「国の鎮守神たるにふさわしい霊威や政治的・社会的・宗教的勢力でなければならなかった」（井上2006）とする視点からすれば、12世紀後半の近江一宮は近江国の宗教的支配を完成していなかったといえる。日吉山王社が近江国筆頭神であることは、起請文における神仏の序列が貫徹されているだけでなく、宗教的・経済的支配の強さを現しているのではなかろうか。周辺の荘園支配だけでなく、

琵琶湖の湖上交通を使った貢米などの運搬をつかさどる職人の支配を考える必要があるだろう。

浅井郡の主鎮である竹生島弁才天女が10例記される。郡の鎮守神は省略される札が多いが、記載された場合は竹生島弁才天女以外にはない。

塩津の神々 当所鎮守神は順に塩津五所・稲懸祝山・津明神・若宮三所の四神が記される。筆頭神はすべて塩津で、塩津五所大明神や五所だけの表現もあるが、これらを含め15例あり、塩津の神が在地で最も有力な勢力を保持していたことが判る。神社遺構が当時塩津神社と称されていたかは不明であるが、五社から五柱の御神体が存在したことになる。本殿裏の堀から見つかった五体の神像とこの五社とが関連する可能性もある。また、稲懸祝山の「祝山」は現在も塩津町内に字名として残り、香取五社が鎮座する。津明神はいかにも琵琶湖の湖岸に建つ神社をイメージする。

6. おわりに

一揆相論などの百姓起請文では勧請（神おろし）された神仏は「誓約の場」に降臨する（千々和1983）。塩津港遺跡の「誓約の場」は本殿・拝殿遺構の前庭の空白地帯であろう。周辺には破損した無数の土師器皿と燃えカスが散乱していた。御神体となる大木や石を据え、榊を立てて注連縄で結界をつくり祭壇を設える。神おろしの場は夜がふさわしい。祭壇の周辺で大きな松明を燃やして煙を上げ、参列した人々は鐘を打ち鳴らし、神官は天上神に願いを届け、その場において起請文を声高々と読み上げる。参列した人々は神泉から汲み上げた神水をカワラケで飲み交わし、起請者は神仏にたいして誓文に相違ないことを誓約する。他方、塩津港遺跡で54年以上も続いた起請文祭祀は、中世裁判であった可能性も考慮しないとイケない。

今回は起請文の神文から中世世界の思想を概観した。時間の都合で十分な考察をせず論じている。塩津起請文の全体像は神文だけでなく、起請文の本題である誓約文、検出遺構や出土遺物を含め総合的に検討しないと誤解が生じる。それは、正式な報告書の刊行後にゆずる。今回はあくまでそのための予備的考察である。

文献（著者名・刊行機関名50音順、刊行年順）

- 井上寛治（2006）『日本の神社と「神道」』校倉書房
 上島 享（2010）『日本中世社会の形成と王権』名古屋大学出版
 佐藤弘夫（2006）『起請文の精神史』講談社
 佐藤進一（1971）『古文書学入門』法政大学出版局
 千々和到（1983）『「誓約の場」の再発見—中世民衆意識の一断面—』『日本歴史』422
 千々和到（2005）「中世の誓約文書＝起請文の、2つの系列」『國學院雑誌』第106巻2号

（はま おさむ：調査整理課 課長）

【編集後記】

本号は、当協会設立40周年を記念する特別号として、ボリュームアップをはかり、職員全員に投稿を呼び掛けたところ、総数17本を掲載することができた。

今回は、近年の注目すべき調査事例である東近江市相谷熊原遺跡に関連した3本の論考をまとめ、小特集とした。松室論文では、相谷熊原遺跡を縄文時代草創期と位置づける根拠となった「矢柄研磨器」について基礎的な検討を行っている。重田論文では、相谷熊原遺跡をはじめとする鈴鹿山中の諸遺跡について、選地原理の抽出を試みた。一方、出土遺物のなかでも特徴的な土偶について、瀬口論文では学説史をたどり、その評価の基礎固めをはかった。こうした検討を進めて、次年度以降、調査報告書刊行に向けて、整理調査を行っていききたい。

その他の論考は、時代・対象ともに実に多様なものとなった。縄文時代を対象としたものに、県内出土縄文土器の資料化と検討を行った小島論文、志那湖底遺跡出土岩田第4類土器群について検討を進めた小竹森論文がある。古墳時代では、辻川論文で県内出土埴輪の資料化と検討作業を行っている。古代を対象としたものには、これも近年の注目すべき調査事例－長浜市塩津港遺跡出土起請文木札に関し、基礎的な検討を行った濱論文や、柱穴構造から掘立柱建物の上部構造について意欲的に復元を試みた横田論文、県内に特徴的な飛雲文軒瓦の比較資料として三重県内の出土事例を報告した中西論文がある。中・近世を主な対象としたものとしては、湖南省夏見城遺跡出土毛抜きを位置づけることを目的として、毛抜きをはじめとした全国の化粧道具出土事例に関する検討作業をおこなった堀論文や、東近江市観音寺城遺跡の構造に関して再検討した伊庭論文、出土将棋駒を手掛かりに将棋史の一端に迫った三宅論文がある。さらに、阿刀論文では、滋賀県立安土城考古博物館での展示に携わったなかで見出された「忍者」研究について現状と課題がとりまとめられている。大沼論文では、琵琶湖を「文化遺産」として捉え、様々な側面からそれを構成する「資産群」の文化的価値について評価した結果、人類にとって「顕著な普遍的価値」を有する遺産であると結論付けている。具志堅論文では、当協会が重点的に推進する普及・活用・体験学習の一環として、本年度に実施した体験学習の内容と課題について報告し、中川論文では30年にわたる滋賀県における保存処理を振り返り、現状と課題を整理している。

近年、埋蔵文化財をはじめ文化財に対する需要は多様化し、求められる成果のレベルも高くなってきていることを痛感する。このようなニーズに的確に応じていくためには、職員一人一人の資質の向上が不可欠であることはいうまでもない。埋蔵文化財のみならず、地域の文化財の多様な側面に切り込み、その価値を見出すとともに、それを広く理解していただけるように伝える能力が今まで以上に必要となっている。本紀要も、そうした能力・経験・知識の獲得と蓄積、情報の発信の手段の一つとして位置付けている。

掲載論考の内容は未だ十分なものとはいえないことは承知しているが、読者の皆様には温かいご意見・ご批判を重ねてお願いする所である。

編集担当（T-T）

紀 要 第24号 —設立40周年記念号—

刊行年月日：平成23年（2011年）3月31日

編集・発行：財団法人滋賀県文化財保護協会

520-2122 滋賀県大津市瀬田南大萱町1732-2

(tel) 077-548-9780 (fax) 077-543-1525 (e-mail) mail@shiga-bunkazai.jp

印刷・製本：三星商事印刷株式会社

ANNUAL BULLETIN
of
Shiga Prefectural Association for Cultural Heritage

Vol.24 2011.3

私たちは文化財をとおして
ゆたかな滋賀づくりに貢献します。



財団法人滋賀県文化財保護協会
Shiga Prefectural Association for Cultural Heritage